

今月号のニュース

- 1. 「ISMS」と「プライバシー(P)マーク」
取得状況及び概要(その1)
- 2. トピックス：ISO14001：2004年度版
改訂について

「ISMS」と「Pマーク」

ISMS、プライバシーマーク 取得状況及び概要(その1)

個人情報保護法の施行から一ヶ月が過ぎました。各地の書店では、個人情報に関する書籍がベストセラーとなる事態も発生しており、今や企業の関心度は日に日に増加しつつあります。

その反面、「当社は関係ないのでは・・・?」「現実には何をどうしたら良いのか・・・」など、具体的な対策が出来ていない中小企業も多いはず。

そこで、『個人情報の保護に対する仕組みがどのようなものなのか』(その1) また、『中小企業がやるべき対策や、具体的な事例』(その2) などについて、2回にわたりまとめてみたいと思います。



1. 「ISMS」

(情報セキュリティマネジメントシステム)

企業の情報資産を管理する仕組みといわれている「ISMS」の取得件数は以下の通りです。

【ISMS取得件数】

年度	登録累計	伸び率
2002年4月	4件	-
2003年4月	152件	380%
2004年4月	436件	287%
2005年4月	806件	185%

「ISMS」は、“個人情報”だけに限らず、企業が抱えている様々な企業情報についての

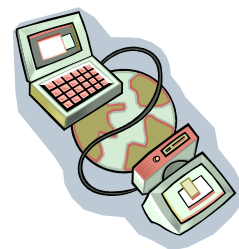
セキュリティ体制を構築し管理する仕組みです。

取得件数を見ても判るとおり、IT関連の企業を中心に、取得件数は目を見張るものがあります。

「プライバシーマーク」が、個人情報のみを対象としているのに対して、「ISMS」は企業の持っている情報資産全体が対象となります。(ISMSの適用範囲は、必要により企業が決定する事が出来ます)

2. 「プライバシーマーク」

「プライバシーマーク」とは、個人情報についての管理の仕組みが出来ていると認められた場合に、(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)より「プライバシーマーク」が付与され、そのマークを使用することが出来ます。



【プライバシーマーク取得件数】

年度	取得件数	伸び率
1998年	58件	-
1999年	129件	222%
2000年	225件	174%
2001年	345件	153%
2002年	517件	150%
2003年	803件	155%
2004年	1,007件	125%
2005年5月	1,361件	136%

「プライバシーマーク」の取得に際しては、日本規格協会が発行されている「JIS Q 15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に則った仕組み作りが必要です。

また、ISOなどの規格との比較は以下の通りです。マネジメントシステムという仕組み作

りを、“どのテーマについて行うか”で、対象となる規格が変わってきます。

【各種マネジメントシステムとの比較】

テーマ	マネジメントシステム
会社の(品)質	ISO9001
環境	ISO14001
情報セキュリティ	ISMS
個人情報	プライバシーマーク (JIS Q 15001)

いずれの場合も、次のような共通点があります。

第三者機関による審査により、認定又は取得PDCAのマネジメントサイクルが基本

3. 「ISMS」と「プライバシーマーク」

共通点

「ISMS」と「プライバシーマーク」との共通点としては、次のような内容があげられますが、「ISMS」の方が、詳細な内容を要求している項目が多いこととなります。

- リスク分析・評価(どの様な危険性があるか)
- リスク対策の実施
- 内部監査
- 教育
- 文書管理
- マネジメントレビュー

} 同じ項目でも、
内容には違い
がある

相違点

相違点として、以下の3項目について一覧として対比してみます。

(1) 文書化の要求

	ISMS	プライバシーマーク
	文書管理	組織(基本)規定
	記録管理	個人情報保護の責任と権限
	内部監査	個人情報の収集・利用・提供・管理
	是正処置	開示・訂正・削除要求への対応
	予防処置	教育
	-	内部監査
	-	罰則

(2) 要求されている記録

	ISMS	プライバシーマーク
	内部監査	監査報告書
	教育	教育記録
	是正処置	委託処理

	予防処置	-
	マネジメントレビュー	-

ISMS、プライバシーマークとも、上記以外の作成記録が必要となる場合が有ります。

(3) 準備作業

ISMS	プライバシーマーク
情報セキュリティの適用範囲	個人情報に限定

次回は、具体的な中小企業の対策や事例について、ご説明します。

トピックス

~ ISO14001:2004年版改訂について ~

移行されていない企業は、早急に対策を!

昨年改訂されたISO14001は、今月の15日より「2004年度版での審査」のみとなります。

従って、旧規格で取得された企業は、「2004年度版」に移行しておく必要があります。これからの維持審査・更新審査は、2004年度版として実施することとなります。

移行期限は2006年5月14日です。

ISO14001:2004年版改訂コンサル

(1) 移行コンサルプログラム

- 2004年度版改訂規格の解説
- 文書化支援
- 内部監査・模擬審査

(2) 日程

- トータル3日間(2~3ヵ月)
- 必要に応じて内部監査研修実施

㈱マネジメントセンターへの、ご意見、ご質問をFAX又はメールでお寄せ下さい!

FAX: 029-246-4672

Mail: watanabe@isommc.com